

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第8号

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を次のように改正する。

常勤職員の表中

「

京都市立学校教諭	京都市立〇〇総合支援学校副教頭	勤務辞令を用いない。
		勤務辞令を用いる。
京都市立学校養護教諭		
京都市立学校栄養教諭		
京都市立学校助教諭		
京都市立学校養護助教諭		

」

を

「

京都市立学校教諭	京都市立〇〇総合支援学校副教頭	勤務辞令を用いない。
京都市立学校養護教諭		勤務辞令を用いる。
京都市立学校栄養教諭		
京都市立学校助教諭		
京都市立学校養護助教諭		

」

に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)